

雇用保険関係手続

オンライン申請受付開始延期のお知らせ

従業員が離職などにより雇用保険被保険者でなくなった時の手続のうち、以下の手続について、e-Gov からのオンライン申請の受け付けを平成 24 年 11 月 26 日に開始する予定でしたが、システム上の準備の都合で、誠に勝手ながら、平成 25 年 3 月 11 日に延期いたします。

事業主や関係者の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

平成 25 年 3 月 11 日からオンライン申請できる手続

- 既に「雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付なし)」の手続きが完了した後に、「離職票」または「期間等証明票」の交付を申請する手続
- 「雇用保険被保険者資格喪失届(期間等証明票交付あり)」の手続

